## 宗教法人浄珠院、永代供養共同墓「安養廟」 管理・使用規則

- - 2. 使用者が存命中に、将来の安心のために安養廟の使用を希望する時は、 浄珠院の檀徒の登録をすることとする。
  - 3. 本規則は、前項の安養廟に管理・使用に関する基準を定め、その管理 ・使用の適正化を図ることを目的として制定する。 又、同目的により別途「補則」を定めることができる。
- 第2条 安養廟の管理責任者は、浄珠院の代表役員とする。
- 第3条 安養廟使用の希望者は、別途「安養廟使用申込書」により予め、使用者 及び使用者の継承者(以下申込者という)が使用者の氏名を記入し、別 に定める使用料その他を添えて、その旨を管理責任者に申請しなければ ならない。
  - 2. 管理責任者は、安養廟使用の申込があった時は、その申込者に対し使用 上の義務を明示し、なおかつ管理上必要と認める時は、使用に関する特 別な措置、又は条件を付すことが出来る。
  - 3. 管理責任者が、別に定める使用料その他を受け取り、申込を応諾し、 墓籍簿に登録し、安養廟使用許可証を発行した時に、使用者となるも のとする。
  - 4. 埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。
- 第4条 浄珠院は、安養廟に葬る使用者の霊儀を、浄珠院の法要儀式に従い、次 の仏事その他を行い、供養することとする。
  - 1. 法名碑に刻字して供養することとする。但し、申込者の希望により、 刻字しないことも出来る。
  - 2. 安養廟への使用者遺骨の納骨式での読経回向。
  - 3. 使用者の原則として33回忌までの、お彼岸(春・秋)、盂蘭盆の墓前での読経回向。
  - 4. 使用者の原則として33回忌までの、年一回の合同供養法要(不定期)

での読経回向。

- 第5条 申込者は、次の各号に定めるところうに従って、安養廟を使用者埋葬の ために、使用するものとする。
  - 1. 使用者の葬儀は、申込者の費用で行い、荼毘に付した上で、安養廟に 埋骨することとする。
  - 2. 安養廟に埋骨しようとするときは、予め管理責任者に対し、法令にもとづく埋骨許可証又はこれを証する書類を提出し、許可を受けるものとする。
  - 3. 使用者が、存命中は、別に定めるところにより、管理費を管理責任者に納入するものとする。
- 第6条 申込者・その縁者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理責任 者は何らの催告を要せず、申込者に対し、その使用を解除することが出 来る。

但し、既に埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。

- ①申込者が、浄珠院「檀徒規則」に違反したために、使用者が檀徒名簿 より削除されたとき。
- ②浄珠院の宗派の典礼、法要、儀式及び慣行を無視、又は妨げたとき。
- ③境内又は墓地内で他宗派の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
- ④第9条に違反したとき
- 第7条 申込者に、次のいずれかに該当する事由のあるときは、管理責任者は それ相当の期間内に改善履行することを命ずるものとする。申込者が、 この命令に従わないとき、管理責任者は申込者に対し、安養廟使用を 解除することが出来る。

但し、既に埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。

- ①安養廟を、墓地以外の目的に使用したとき。
- ②使用者が、存命中に、2年以上管理費の納入を怠ったとき。
- 第8条 安養廟に埋葬した遺骨は、管理者責任者が、公用・収容のため、又は墓地の整備その他の必要のために求めたとき以外、改葬することは出来ない。但し、管理者責任者が、前記内容のために改葬を求めたときは、申込者は、これを拒んではならない。

- 第9条 申込者は、安養廟使用権を第三者に譲渡又は転貸することは出来ない。
- 第 10 条 申込者が、安養廟使用権を放棄するときは、その旨書面で届け出た上で、 安養廟使用許可証を返納しなければならない。
- 第12条 申込者が、安養廟の使用を解除又は放棄しても、既に埋骨された使用 者 の遺骨、既に納付した使用料・管理費その他は、返納しない。
- 第13条 本規則の改廃は、浄珠院の責任役員会の決議を要する。

## 付則

- 1. 本規則は、平成13年10月1日より施行する。
- 2・本規則は、令和3年12月1日より改定する。

## 宗教法人浄珠院、永代供養共同墓「安養廟」管理・使用規則 「補則〕

- 1. 使用料その他について(補/本規則第3条第1項)
  - ①使用料その他の内容 申込より永代に渉る、墓地使用者の共同墓の使用料、及び、本規則第4条に 記載内容の費用。
  - ②金額 金額は、一名或いは一霊、十五万円とする。
- 2. 管理費について(補/本規則第5条第3項) (安養廟使用者存命中)
  - ①金額及び計算期間

金額は、一期分三千円とし、計算期間は、一年間 (4/1~翌年3/31) と定める。

但し、申込が、期の途中であっても全額を納入するものとする。

②納入方法

納入方法は、申込日及び期の始まる前日(その年の3月31日)までに、一期分全額を、管理責任者に現金又は送金にて支払うものとする。

3. この補則は、平成13年10月1日より施行する。